

樺山家系図と明治・大正期の樺山家史料調査

林 匡

はじめに

島津氏の有力な一流樺山氏は、島津氏四代忠宗の子資久を祖として、所領の日向国諸県郡樺山村の名をとり家名とした。その活動は、島津本宗家などへ大きな影響を与え、特に相州家島津氏の大隅・日向経略の過程で大きな役割を果たした。樺山文書はこの樺山氏本宗家の相伝文書である。鹿児島県史料「旧記雑録」および「同 旧記雑録拾遺家わけ五」（以下「家わけ五」）には主な樺山文書が収録されており、また「同 旧記雑録拾遺諸氏系譜二」には「新編島津氏世録支流系図 樺山氏一流」として、樺山氏本宗家・支流諸家の系図文書（以下「支流系図」）が第一から第五に収められている。樺山家には近世前期に島津氏本宗家の家久庶子久尚が一六代として入り、島津（東郷）忠直嫡男昌重（一七代久廣）を養子とした。「支流系図」として藩記録所が採録した樺山文書の所蔵者を示す注記の多くには、久廣の子で元禄四年（一六九一）一二月に死去した一八代久清の名がみえる。比較的早い段階で調査が進められていたことがわかる。「支流系図」には二一代久堅（忠智）まで収録されている。

また、特に近世島津氏本宗家に対する功績の大きかった八代善久（玄佐）と（九代忠副も活躍するが弘治三年四月蒲生の戦で戦死する）子の一〇代忠助（紹麿）関係の記録には「樺山玄佐自記」「樺山紹麿自記」があり、これらはいすれも「旧記雑録」に収められている。^[6]善久は天文二〇年に上洛して飛鳥井家や里村紹巴、不斷光院清誉らと交流し、近衛種家から古今伝授を受けるなどその文化的活動も注目される。この樺山氏歴代当主の文化的素養や活動も興味深い点であり、現在黎明館に寄託されている史料にも、和歌や漢詩に関するものが残されている。

この他、樺山家伝来史料で紹介されているものに「要用集（薩藩政要録）」がある。^[7]鹿児島県史料集第29集の芳即正氏解題には、樺山家本学教室所蔵原本1巻^[4]、影写本「樺山文書」2冊および幕末の記録奉行伊地知季安書写「樺山家文書 全」1冊^[5]（いずれも東京大学史料編纂所蔵）を収める。五味克夫氏解題によれば、「樺山家文書 全」は季安が天保二年（一八四一）に書写したもので、掲載順は「伝家亀鏡」成巻

（家わけ五）には「伝家亀鏡」、「樺山家古文書」（広島大学文学部国史学教室所蔵）原本1巻^[4]、影写本「樺山文書」2冊および幕末の記録奉行伊地知季安書写「樺山家文書 全」1冊^[5]（いずれも東京大学史料編纂所蔵）を収める。五味克夫氏解題によれば、「樺山家文書 全」は季安が天保二年（一八四一）に書写したもので、掲載順は「伝家亀鏡」成巻

順と一致しないことから、天保一二年の筆写段階では現存の「伝家亀鏡」の形になつていなかつたと推測されている。本稿で紹介する大正一五年（一九二六）の「坂田長愛史料採訪日誌」には代々の文書の卷子が十数幅あると報告されている。五味氏はまた影写本「樺山文書」には広島大学本の一七点中一六点を含み、奥書に「鹿児島市薬師町一七六番地、樺山岩彦原蔵、昭和九年五月影写了」とあることから原本がこの時期まで樺山家にあつたことを指摘している。

（卷五については、昭和五四年七月に芳氏が樺山家（薩摩郡祁答院町蘭牟田、当主は不描磨氏）を調査してその存在を確認されたこと、卷六のみ遠

矢良知氏の手を経て昭和二七年三月に県立図書館に入つたことなどが示されている。黎明館寄託史料には、藩政の基礎的情報を記載した貴重な史料であるこの「要用集」卷一から五が含まれている。

本稿では、「支流系図」以後の樺山家系図および明治期以降の樺山家史料調査に関して紹介する。

一 樺山家系図—「支流系図」以後—

樺山家資料（黎明館寄託史料・個人蔵）中には、島津氏系図・樺山氏本宗および支流系図が多数含まれる。本稿では、今後の文書の年代比定などの便宜も考慮し、正徳期（二七一—一六）以降の樺山氏本宗家の概略を把握するため、冊子「樺山家系図 弐冊之内」より久初（初め忠智、中久堅・久躬）以降の分を紹介する。本系図の下限は、久要が大目附勤を命じられた慶応元年（一八六五）一月一六日の記事である。記事中、樺山家伝来の太刀国宗に関する記述や、文化朋党事件の当事者として処罰された久言（久美）について「餘之傳ハ別冊ニ記ス」の記述がなされ、後の樺山家に対する赦免の過程を窺うことができる。

* □ は割書き。□は虫損等で判読し難い箇所を字数を推測して示した。追記・後筆は「」で示す。平出・台頭は原則として欠字とした。□は朱書き。黒線は朱線。朱引・返り点・送仮名などは省略した。人名上の朱○●や記事の○（朱・墨）は特に区別して表記しない。

【十九代】（廿代を消す）

○久初

初忠智 中久堅 「又久躬」 七郎 助太郎 権左衛門 主計
○元禄八年乙亥四月朔日誕生、母種子島藏人久時之養女、実久時之弟為島津帶刀仲休（初久雄）理髪、時献天井折六合・樽酒三荷・御太刀馬代、奉拝謝、忝頂戴 御盆、堀甚五左衛門興昌（子時御用人、

次郎左衛門時長之女也、

○宝永二年乙酉十二月十五日、太守吉貴公加冠忠智（子時十一歳也）、

為島津帶刀仲休（初久雄）理髪、時献天井折六合・樽酒三荷・御太刀馬代、奉拝謝、忝頂戴 御盆、堀甚五左衛門興昌（子時御用人、

後称四郎太夫）執奏之、公亦賜脇刀（治工法城寺吉次作、長一尺三寸三分）、而奉謝元服之禮、平田清左衛門（御用人）奏達之、終忠智

下城、直詣御城代・御家老・若御年寄・大御目附・奏者番等之第宅、逐一奉謝之、

○同六年己丑九月九日、任御側小姓、時比志島隼人範房傳 命也、

○同年九月十一日、以山澤鐵兵衛盛香（子時御小納戸役、後称十太夫）拝領名助太郎、

○同七年庚寅三月晦日、拝領丸之内六星繁丸紋所、是亦有可用紋所

命、町田八左衛門久通（子時御小納戸役、後改実名俊昌）取次之、

○同年閏八月十二日、有可相續父忠郷之継目 命、時比志島隼人範房

〔御家老〕傳之也、

○同月二十六日、吉貴公發 麾城赴東武、時忠智供奉 尊駕、同十一月十一日、到江都勤仕芝御第矣、

○同年十二月二十六日、於江府獻御太刀馬代三種二荷、拝謁 太守公

奉謝繼目禮、時市來次郎左衛門家賢〔御用人〕執奏之、

○正徳元年辛卯七月朔日、太守公發東武赴薩府、故忠智等供奉、同八

月十五日帰故郷也、

將監久當〔于時御家老〕傳公命、

○同二年壬辰二月三日、任御近習役并、比志島隼人範房傳命、

○同年、太守公發覽府赴江都、時通路祁答院筋、故十月三日休蘭牟田御茶屋、

○同月十六日、吉貴公巡見下方外城、故忠智奉命供奉尊駕、時自谷山直光越大磯御仮殿之序、不圖入忠智之邸也、

○同三年癸巳三月二十五日、於當家二男以下之庶流者避久・忠之両字、以資字有可為實名之通字 命、時肝屬主殿兼柄〔御家老〕傳之、

○同年、改美名於久堅、

○同年五月、吉貴公巡見祁答院筋、故久堅供奉尊駕、同月十四日、通路蘭牟田〔久堅之私領也〕之時、暫休棧敷段御茶屋、

○同年九月二日、補牛根〔隅州之内〕地頭職、島津内記久貫〔御家老〕傳命、因茲同月十五日、獻御太刀馬代、拜謁太守公奉謝地頭職禮、

○同年九月九日、太守公携中山王使者「與那國王子・金武王子」發覽城赴東武、故久堅亦隨高駕、同十二月四日、公卒琉人登玉城、時久堅勤御刀番、於蘇鐵之間賜饗心、

○同四年甲午九月九日、太守公挑中山王使者「與那國王子・金武王子」發覽城赴東武、故久堅亦隨高駕、同十二月四日、公卒琉人登玉城、時久堅勤御刀番、於蘇鐵之間賜饗心、

○同五年乙未七月九日、太守公發江府赴國、久堅供奉、同八月晦日帰宅也、

○同年九月二十八日、有可兼勤御側御目附役命、時島津備前久達〔御城代〕以種子島十左衛門時成〔于時御側御用人〕傳之、

○同六年丙申〔改元享保元年〕閏二月朔日、任御用人役、時島津大藏久明〔御家老〕傳命也、「同二月十五日獻御太刀馬代拜謁太守公奉謝御役御禮、時北鄉郡次郎久〔奏者番〕奏達之、」

○享保三年戊戌三月朔日、轉牛根補高尾野〔薩州之内〕地頭職、島津時土井斐守利治〔御奏者番〕取次之、

○同六年辛丑正月元日、繼豐公初入國之時、於高尾野〔久堅之地頭所〕御茶屋、獻御太刀馬代、且盛膳而拜尊顔頂戴御盃、御手自賜御挾肴、拜領白銀一枚、御目錄焉、

○同年、改美名於久躬、

○同年之秋、依大樹吉宗卿台命、告有上世鎧御用旨、因茲被撰薩隅日古鎧、故應永十年於京師自將軍義持卿所拜領當家三代安芸守教宗鎧一領〔此外當家八代安芸守幸久寄進隅州宮内正八幡宮之鎧一領、今一領□自古來奉納薩州□水管崎八幡宮之鎧而共二領亦被遣江府、御用終返賜覽府、而如本納社内也〕被遣江都、故御用終、翌年三月被返之、因茲自江府被下〔覽府〕、同年七月、返賜當家焉、高橋七郎右衛門取次之、

○同七年壬寅十月十八日、島津將監久當以村田九郎左衛門〔御用人〕傳公命曰、永祿元戊午年、義久入道龍伯公光越所領善久〔當家八代祖、初幸久〕隅州國府長濱之時、嘉吉元年辛酉年、自將軍義教卿獻所拜領當家四代祖孝久備前三郎國宗御太刀一腰、然此度件由緒達吉貴公繼豐公責聽、以為當家寶物之故、有返賜之命、而忝再拜領之、故笥藏之而傳子孫無窮焉、

○同八年癸卯正月二日、奉命發覽府赴東武、同十二月十八日到江都、勤仕芝御第、

○同九年甲辰四月二十三日、久躬發東武、同六月一日帰故郷、

○同年六月十三日、任大御目附役、拝領名主計、且於座席者可為當大御目附役上也、時伊集院藏人久(マニ)〔御家老〕傳公命、同日頂戴賜名御折紙、河野八郎左衛門通興〔于時御近習役〕取次之、同月十五日、於御座間獻御太刀馬代、拝謁太守公奉謝御役禮、顕娃長左衛門久周〔于時奏者番〕奏達之、

○同年六月二十一日、轉高尾野、補薩州市來地頭職、時島津大藏久春〔御家老〕傳命、

○同年八月十六日、於廣御庭御茶屋獻盛膳於太守公、故徵御前頂戴尊盃、御手自賜御挾肴、是奉謝任御役添之故也、

○同年九月二日、依吉貴公〔被改御名上總介入道公、閑居大磯〕命、島津將監久當・平岡内匠之品□久躬拝見磯御庭、添賜饗應、且久躬以此序獻御重一組、是以任御役何奉願進上之故也、

○同年十一月朔日、改實名久躬於久初、

○同年十二月二十七日、太守繼豐公發 麋城赴東武、時休市來〔久初之地頭所〕御仮殿、因茲奉獻盛膳、故頂戴御盃且御挾肴、

○同十一年丙午六月二十六日、太守公徵久初於御座間、御口自任御家老職、以島津木工久武許加判連名、賜一千斛職田、於座席者有可為久武之次命、故奉謝此事添、即日謁磯御屋敷、奉謝任御家老職添、則拝總州公尊顏而退出矣、

○同年七月十三日、轉市來□隅州國府地頭職、時島津木工久武傳公命、

○同年八月二日、於御座間御獻太刀馬代二種一荷、拝謁太守公奉謝任御家「老」職添、時福山平太夫安村〔御側御用人〕執奏之、

○同年九月三日、代伊集院藏人久矩、有可聞福昌寺諸用命、島津中

務久貫傳之、

○同年十二月朔日、奉招請太守繼豐公、故未刻入久初之荒田邸、

則獻御太刀一腰・御刀〔治工高田無銘、長貳尺七寸五分、有拵、入袋〕一腰・御馬一匹御目錄奉拝謝、時鎌田源左衛門政(マニ)奏達之、公亦以麻御上下一具・御衣服〔共御紋附〕一領拝領久初、且頂戴白銀三枚御目錄、而奉獻盛膳、「為島津木工久武・伊集院藏人久矩御相伴、時久初」頂戴御土器御手自賜御挾肴、獻久初之妻・九郎次郎資玄・小平次資親・久初之娘各御目錄〔御肴代〕奉拝公顏、久初之妻頂戴御盃、御手自賜御挾肴、賜資玄「仕度熨斗目半上下」・資親「支度不洗物麻上下」御通、以為久初之「娘」幼稚許賜御通、公以御目錄賜黃金三百疋久初妻、同百疋宛於資玄・資親・久初娘、賜肥後次右衛門・白濱角左衛門〔共與力〕御通、家臣樺山太郎右衛門資記・竹崎孝右衛門武明・長崎勘右衛門正貞・竹崎越右衛門武清〔共役人〕、樺山藤次兵衛資民・厚地六兵衛重定・川添摠右衛門為秋・竹崎孝兵衛武次各奉拝尊顏、終公申後刻還駕、故久初登城奉

謝光臨添、時島津木工久武・伊集院藏人久矩〔共御家老〕、川上縫殿久盤・鎌田源左衛門政(マニ)〔共奏者番〕、福山平太夫安村〔御側御用人〕、二階堂五郎太夫行孝〔御近習役〕、寺山源右衛門用長〔御納戸奉行〕、肥後新左衛門・伊地知八右衛門・諏方仲太郎・三原濱右衛門・河野喜平次〔共御側御小姓〕、市來勘兵衛・國分五右衛門・町田長兵衛〔共表御小姓〕、児玉怡阿弥〔御茶道頭〕、下河邊珍阿弥〔御側御同朋〕、稻留幸阿弥〔表御同朋〕、河内仙徵・市來順仙・東郷典安〔共御側御醫師〕、上原了雲為御先番、島津市左衛門〔御番頭〕、相良仁右衛門〔御側御用人〕、尾上権六〔御近習役〕、肝属郷十郎〔御

納戸奉行、後称島津郷太夫」、相良弥市兵衛「御小納戸役」、五代傳

左衛門・岸喜右衛門・里村藤太夫・町田甚五右衛門「共中通御目附」、

大田新阿弥「表御同朋」、篠原善兵衛・坂元順右衛門・東條四郎左衛門

門・岩元半右衛門・面高仙右衛門・平川七郎左衛門・別府新六「共

御歩行」各供奉 尊駕、谷元兵右衛門「御包丁人頭」・萩原孝左衛門
「御包丁人」、池之上弥三右衛門・北村勘助「共御行器之役」勤之矣、

是奉謝任家老職忝之故也、

○同十二年丁未三月十七日、總州公光臨久初之邸、時頂戴黃金三百疋

御目錄於久初、賜同二百疋於妻、而奉獻盛膳為島津玄蕃久典・義岡

右京久守・相良源太夫長陽御相伴、時頂戴久初及妻御盃、御手自銘々
賜御挾肴、小平次資親女子於龜亦奉拝 公頗、令弟資玄獻籠飯一組、

自久初之妻・資親・於龜相中、進上御重一組、終 入庭前茶屋、故
献御薄茶・御菓子等、此時久初進獻掛物一幅、御濃茶入一燒物「品

□積交」一臺、而 公及申後刻 還御也、時島津玄蕃久典・相良源

太夫長陽・平岡八郎太夫・中野熊次郎供奉、義岡右京久守・鎌田平

右衛門政興為御先番、比志島隼人範房・上野道仙「御醫師」・竹之下

辰齊「御茶道」勤久初之勝手也、

○同十四年己酉四月二十一日、於須磨主「太守公御母堂」以步行之序

入久初之邸、

資玄

初久倚 又資武 九郎 次郎

○元禄十四年辛巳三月二十五日誕生、母同兄、

○正徳元年辛卯十二月二十五日元服、

○同三年癸巳三月二十七日、任 太守吉貴公奥御小姓役、時名越右衛門

恒渡傳 公命、

○享保元年丙申七月七日、任 太守公御側御小姓役、三原佐々右衛門

傳 命、

○同六年辛丑七月十一日、閑居 吉貴公「改御名於上總介公」大磯、

因茲資玄不替有可奉仕 總州公命、時山口五太夫傳之、

○同年閏十月十二日、祝 繼豊公御家督、忝頂戴黃金二百疋御目錄、

時米良藤右衛門取次之、

○同十年乙巳二月二十四日、於大磯 御殿任 總州公御小納戸役、忝
賜役米六十俵、鎌田平右衛門政興傳 命、故奉謝之、

○同十三年戊申十二月三日、於大磯資玄許樹別家、且依家格有可為代々
小番 命、時山口五太夫傳之、

○同月七日拝領居屋敷「立野之内」一箇所、

○同十四年己酉四月二十一日、於須磨主「太守公御母堂」以步行之序

入久初之邸、

女子 野村十郎右衛門妻

資儻 助之進

○家筋別記、

資 斧右衛門 助太夫

○與父共為今和泉家臣、

資親

初久武 牛菊 小平次

○宝永元年甲申八月十三日誕生、母同前、

○正徳四年甲午十一月晦日、種子島十左衛門時成「後称織部」元服牛

菊、而改寒名於資親、

○享保四年己亥十二月十六日、改名於小平次、

○同十六年辛亥二月二十八日、為本城七郎左衛門輝央之猶子、拜謁

太守繼豐公、称源七郎輝房、

○寛延三年庚午三月十五日、為三番組頭兼奏者番「御番頭如本」、賜祿

百八十石、國老島津主殿久卿傳 命、

○同年十一月二十六日、奉 命襲家統、國老島津主鈴久卿傳 命、

○寛延四年辛未六月朔日、獻太刀馬代三種二荷謝襲家統、奏者町田卿傳

九郎久張、時改名左京、

○享保五年庚子正月十一日夭亡、法名春花童女

女子 萬

口 口

口 口

○享保八年癸卯十月二十七日夭亡、法號月香宗心童子

女子 龜

口 口

口 口

○享保十年乙巳十二月九日誕生、母島津筑後久龍之第三女也、

○嫁鎌田一藤太政恒、

○宝曆三癸酉八月八日卒、葬淨光明寺、法名心月院圓一壽貞大姉、

「三十代」(廿一代を消す)

○久智傳

七郎 左京 初久倫

○享保十四年己酉二月六日誕生、母同前、

○元文二年丁巳十口十九日元服、加冠 太守繼豐公在江都故、島津

玄蕃久典代之、時賜脇差〔劍工薩州住国平〕、獻太刀馬代折六合樽三
荷於 繼豐公、太刀馬代三種二荷於 世子忠顯公、理髮國老島津大
藏久春、奏者島津求馬久教、

○延享二年乙丑十二月十三日、奉可娶 繼豐公長女之命、寛延元年戊
辰十二月十五日行婚禮、

○延享五年戊辰六月廿一日、為御番頭賜年俸二百俵、國老鎌田典膳政

昌傳 命、

○同年六月二十八日、獻太刀馬代謝為御番頭、奏者肝付彈正兼伯、

○同五年己亥九月九日、為大目附賜祿二百石、國老義岡相馬久中傳 命、

○同年九月二十八日、獻太刀馬代謝為地頭、奏者桂太郎兵衛久中、

○宝曆二年壬申八月十五日、為御用人、〔三番組頭・奏者番如本〕國老

伊勢兵部貞起傳 命、

○同五年己亥九月九日、為大目附賜祿二百石、國老義岡相馬久中傳 命、

○同年十月二十八日、獻太刀馬代謝為大目附、奏者渋谷喜三左衛門貫通、

○同六年丙子四月十五日、轉為國分地頭、國老高橋縫殿種壽傳 命、

○同年十二月四日、繼豐公命為御家老〔時太守公在江府〕賜祿千石、

○同年十二月二十四日、獻太刀馬代二種二荷謝為御家老、奏者福山平

太夫安都、

○同七年丁丑正月十一日、轉為出水地頭、國老高橋縫殿種壽傳 命、

○同十一年辛巳七月二十七日、免御家老、先是久智因病癒、請免數回矣、

於是 太守重豪公召久智於殿中、而小松式部清香代久智登殿、國老

島津主鈴久卿傳 命曰、因請免職、齡未老年、切加療養、病愈則可

復任職、且賜帷巾矣、清香代久智謝之、

○寶曆十四年甲申〔即明和元年〕二月二十八日、嫡子七郎久富元服矣、

久智獻太刀馬代謝之、

○同年十月二十一日、復為御家老、賜祿千石、時 太守公在江府、故

島津備中貴傳 命、

岩切六右衛門壽賓為養子、母家女、

○明和二年乙酉正月二十二日、為高山地頭、國老島津山城久定傳 命、
○同年七月二十八日、獻太刀馬代二種一荷謝為國老、且獻太刀馬代謝
為地頭、奏者二階堂源太夫行端(宣)、

○同七年庚寅四月十五日、太守重豪公登江府營、行述職之禮、久智從

之、於黑書院謁 大樹家治公、獻太刀馬代紗綾一卷、又登西丸、獻

太刀馬代、謁 御奏者番西尾主水正忠需、而退、

○安永二年癸巳九月十五日、免御家老、是病痾請免數回矣、於是 太

守重豪公召久智於殿中、而島津大進久起代久智登殿、國老喜入主馬

久福傳 命曰、因請免職復職、且掌近習之職、故賜衣絹并其身一世

祿千石、久起代久智謝、

○天明五年乙巳二月七日卒、法名法雲院殿覺性慧了大居士

資 早世

○享保十四年己酉十二月十八日誕生、母同久智、

○元文二年丁巳七月二十七日卒、法名圓龍院雲峰奇幼

久明 初資茂 十四郎 権十郎

○享保十九年甲寅十月三日誕生、母同久智、

○延享四年丁卯正月十三日、為樺山權右衛門久品養子、國老島津右平

太久(經)卿傳 命、

女子 枝

○元文四年己未七月五日誕生、母同久智、嫁北鄉權五郎久富、

女子 三

○寛保三年癸亥正月十二日誕生、母同久智、為島津筑後久茂養女嫁島

津周防忠紀、

女子 初

○寛延三年庚午三月七日誕生、母 太守繼豐公女、嫁島津内藏久昶、
生一女、

○安永四年乙未三月二十八日、離別帰家、

久富 七郎

○寛(宣)曆四年甲戌十一月十七日誕生、母日高甚兵衛為常女、

○同十四年甲申二月二十八日元服、加冠 太守重豪公也、賜脇差(劍)
工波平安州)、獻太刀馬代折六合樽三荷、理髮國老島津左中久金、奏

者島津直衛久中、

○明和八年辛卯正月十三日、於江戸罹痘疹卒、享年十八、法名賢心院

殿義鑑元勇大居士、葬芝大圓寺、

女子 春

○寶曆七年丁丑十月九日誕生、母同久富、

久彭 初兼侶 鄉十郎 権左衛門

○実肝付主殿兼昌二男、彈正兼滿弟也、七郎久富依早世為久智之婚養

子、于時安永二年癸巳九月廿五日、國老島津仲久健傳 命、

○同年十月九日、為御番頭賜年俸百表(宣)、國老喜入主馬久福傳 命、

○同十二月十五日、獻太刀馬代三種二荷謝為御番頭、奏者島津小平太

久美、時改權左衛門、

○安永三甲午十一月五日死、享年十九、法名天章院一峯全心大居士

久補

喜之助 相馬

資友 萬八 駕藤次

○安永四年乙未十二月十八日、為養子、実新納波門久^(ほか)二男也、國老

喜入主馬久福傳 命、

○同五年丙申三月朔日、獻太刀馬代三種二荷謝為養子、奏者顥娃波江
久喬、時改名相馬、

○同七年戊戌閏七月四日、為御番頭、國老小松帶刀清香傳 命、

○同八月十二日、獻太刀馬代於 太守重豪公、太刀馬代於 若君忠堯
公、謝為御番頭、奏者島津内膳久中、

○天明三年甲卯十二月十五日、辭養子、國老喜入主馬久福傳 命、

「廿一代」(廿二代を消す)

○久美

初久言 大助 左京 権左衛門 主税

○安永七年戊戌三月八日誕生、母久智二女、

○天明五年乙巳六月二十一日、奉 命襲久智家統、久美幼稚故、北鄉
權五郎久真代之、國老島津近江久起傳 命、

○同六月二十三日、獻太刀馬代三種二荷於 太守重豪公、太刀馬代二
種一荷於 若君忠堯公、謝襲家統、北鄉權五郎久真代久美、奏者島
津九十九久美、

○同八年戊辰二月朔日、元服加冠、改名左京、太守齊宣公在江府、故

島津備前貴澄代之、時賜脇差「劍工谷山波平安氏」、獻太刀馬代折六

合尊三荷於 齊宣公、太刀馬代三種二荷於 重豪公、理髮國老喜入
安房久福、奏者島津多門久備、

餘之傳八別冊ニ記ス

資明

○安永八年己亥七月九日誕生、母同久美、

○天明八年戊申二月朔日、初謁 太守齊宣公、在江府故島津備前貴澄
代之、獻太刀馬代二種一荷、奏者島津九十九久美、

○享和元年辛酉六月十九日歿、法名涼雲院殿義山道勇大居士

「廿二代」

●久道
初久命 久海 大助 主計 相馬

○享和元年辛酉二月十七日誕生、母島津周防忠紀嫡女、

○文化六年己四月十五日、為父久美後嗣、國老島津登久兼傳 命、

○同七年庚午十二月九日、謝襲家統、奏者^(マミ)

○同八年辛未十二月十五日、元服加冠、太守齊宣公時賜脇差「冶工薩
州住波平安住」、獻太刀馬代折六合尊三荷於 齊宣公、太刀馬代三種
二荷於 重豪公、太刀馬代三種二荷於 世子齊興公、理髮國老鎌田
典膳政與、

○文政八年乙酉十月十七日卒、享年二十五、法名端心院殿雄山久道大
居士

久相

「廿三代」(廿四代を消す)

●久相

初資孫^(サキ) 悅之介 尚之介 権左衛門 老号蘭山

○享和二年壬戌十月廿日誕生、母同久道、

○文化八年辛未十二月十五日、初謁 太守齊宣公、獻太刀馬代二種一
荷、奏者伊集院藏主久彬、

兄久道早世、而依無世嗣、文政九年丙戌二月六日、奉 命為後嗣、

文次郎 民次郎

国老島津但馬久風傳 命、取次御用人町田少兵衛久要、

○天保十三年壬寅正月二十八日、奉 御赦之 命、国老島津和泉久風

傳 命、取次御用人宮之原三十郎通哲、

樺山權左衛門

右者格別成家筋之訖を以 御直元服等是迄之通ニ而、月次并諸御祝儀事等登 城被差扣候様被仰付置候、然處十三代之祖樺山美濃守久高事、朝鮮又者琉球國御征伐之節致渡海、別而之勲勞有之、其外數代抜群勳功之家筋ニ付、猶又厚 思召を以此節 御赦被仰付、年頭其外月次御礼等致登 城、元服ニ付而茂父之御礼自身申上候様被 仰付候、左候而家内者勿論、家来等迄茂心入を以慎居候儀茂被成御免候、

正月 和泉

○天保十三年壬寅三月十五日、獻太刀奉謝嫡子主殿久要元服之禮、奏

者喜入壬生久高、

右者 御家傳犬追物稽古被仰付、川上拾郎左衛門江受傳授候様被仰付候、

三月 和泉

○同年八月、依頭寒之痛、請免為惣髮、国老菱刈安房隆觀傳 命、

○弘化二年巳六月九日、奉 命讓家督嫡子久要、隱居号蘭山、

○嘉永七年甲寅九月七日卒、享年五十三、法名泰雲院殿栄久蘭山大居士

資始

嚴五郎

○文化三年丙寅二月七日誕生、母川上右市久柄嫡女、^{モト}

○文政元年寅八月二十五日、初謁 太守齊興公、獻太刀馬代二種一荷、奏者新納縫殿久芳、

○天保十四年癸卯三月十五日、請分族、列代々小番、国老猪飼央尚敏使島津数馬久寛傳 命許之、

「廿四代」

●久要

助太郎 主殿 相馬 主計

○文政十年丁亥八月八日誕生、母川田信濃佐摸長女、

○天保十三年壬寅三月十五日、元服加冠 太守齊興公、時賜脇差〔劍

工薩州住正房〕、獻太刀馬代折六合尊三荷於 齊興公、太刀馬代三種二荷於 世子齊彬公、理髮國老菱刈安房隆觀、奏者喜入壬生久高、

○同年三月二十九日、奉 御家傳犬追物稽古 命、国老島津和泉久風

傳 命、

樺山權左衛門嫡子

樺山主殿

○天保十四年癸卯十月九日、奉道之方稽古 命、木上清左衛門〔マツ〕 入門、

○弘化二年巳六月九日、奉 命父久相隱居而為家督、国老菱刈安房隆觀傳 命、取次御用人新納主税久加、

隱居

樺山權左衛門

家督嫡子

樺山主殿

右樺左衛門事、四拾餘歳罷成身弱有之、往々御奉公相勤軼無之候付、右之通被仰付被下度旨被申出、願之通被仰付候、

六月 安房

○弘化三年丙午正月十六日、從 太守齊興公奉可娶島津山城久〔マツ〕 養

妹 命、御側詰碇山將曹^(マ)・樺山伊織久成二傳 命、取次御用人

鎌田刑部、

○同年二月朔日、奉 命為詰衆、國老島津壹岐久武傳 命、

○同年八月二十二日、行婚禮、

○嘉永四年辛亥四月二十二日、奉 命為定火消、國老^(マ)

○同六年癸丑正月十一日、奉 命為當番頭奏者番兼務、國老末川近江

久平傳 命、取次御用人小笠原轍長照、

一 當番頭

一 奏者番兼務

樺山主殿

右之通御役被 仰付候、

正月 多門^(喜入久西)

○嘉永七年寅正月、太守齊彬公御在城故、奉 命勤御年男役、

○安政三年丙辰正月二十八日、為三番御小姓組番頭〔奏者番如故〕、國

老末川近江久平傳 命、取次御用人島津藤馬久純、

一 三番御小姓與番頭

一 奏者番是迄之通

樺山主殿

右之通御役被 仰付候、

正月 近江

○同年八月二十五日、為御用人兼務、且來春 太守齊彬公就御下國奉

可相勤 御着城御禮使、然勤濟直二相詰、菱刈至之介隆徵江可致交

代 命、國老島津下總久微傳 命、取次御用人川上正十郎、

一 御用人兼務

一 奏者番是迄之通

樺山相馬

右當御役二而右之通被仰付候、

八月 下總

樺山相馬

右者來春御國許江之御暇被 仰出候者、御着城之御礼使被仰付、

勤濟直二相詰、菱刈李之介江致交代候様被 仰付候、

八月 下總

○同年同月同日、為綾地頭、國老川上筑後久封傳 命、取次御用人川

上正十郎、

綾

樺山相馬

右之通地頭職被 仰付候、

八月 筑後

○安政四年丁巳閏五月二十四日、太守齊彬公御着城故、久要登 城、

即起程焉、

○同年夏、到江府、七月朔日登 嘗、使事畢、久要亦獻御太刀馬代沙

綾二卷、進見 太樹家定公、御奏者番青山大膳亮幸哉贊之、公亦賜
沙綾二卷、久要持戴而退焉、

○同六年己未七月、島津壬生久^(マ)江交代、而同月八日江府發、同年八
月二十日鹿府着、

○安政六年己未十二月十五日、獻太刀奉謝嫡子主殿久徵元服之禮、奏

者^(マ)

○萬延二年辛酉二月十八日、奉曾祖父主稅久美御赦之 命、